

総務環境委員会記録

1 日 時 令和7年6月25日(水曜日)

開 会	午前10時29分
休 憩	午前10時51分
再 開	午後 1時09分
休 憩	午後 2時22分
再 開	午後 2時33分
閉 会	午後 3時34分

2 場 所 第 1 委 員 会 室

3 出席委員 10人

委 員 長	金 谷 幸 則
副委員長	村 石 篤
委 員	舎 川 智 也
//	尾 上 一 彦
//	松 井 桂 将
//	村 上 和 久
//	金 厚 有 豊
//	高 田 重 信
//	赤 星 ゆかり
//	柞 山 数 男

4 欠席委員 0人

5 説明のために出席した者

【環境部】

部長	山森 豊
部次長	坂口 輝之
部次長（廃棄物・ごみ減量推進担当）	三邊 泰弘
環境センター所長	高土 春樹
環境政策課長	仙石 正明
環境保全課長	東 覚
廃棄物対策課長	長森 貴弘
環境センター管理課長	宮城 雅之
環境センター業務課長	石黒 智司
環境政策課主幹（調整担当）	高島 渉

【企画管理部】

部長	清水 裕樹
法務統括監	福島 武司
理事（ガラス美術館長）	土田 ルリ子
部次長	高橋 洋
部次長（行政改革・公共施設再編・人事管理担当）	森川 知俊
情報企画監	小倉 康男
参事（企画調整課長）	山口 雅之
参事（秘書課長）	青山 哲也
行政経営課長	東福 光晴
文書法務課長	柳瀬 貴嗣
職員課長	山口 敬
広報課長	中田 至彦
情報システム課長	中川 哲也
文化国際課長	水原 秀樹
スマートシティ推進課長	堀 友彰
ガラス美術館次長	石黒 隆司
富山外国語専門学校事務長	開田 直人
富山ガラス造形研究所事務長	千石 将史
公文書館長	木下 満
職員研修所長	寺島 優子
婦中ふれあい館長	原城 禄充
企画調整課主幹（調整担当）	有馬 俊輔

【財務部】

部長	刑部 博規
部次長	中田 祐一
部次長（税務担当）	秋 俊浩
参事（工事検査課長）	高田 秀昭
参事（納税課長）	丸本 昌
財政課長	越村 真
管財課長	高道 伸治
契約課長	中田 幸宏
市民税課長	大島 聡
資産税課長	谷島 洋
債権管理対策課長	川崎 隆人
財政課主幹（調整担当）	山本 哲弘

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

議事調査課議事係長	土方 智樹
議事調査課主任	江部 なな恵
議事調査課主任	北森 俊成

7 会議の概要

委員長 ただいまから、令和7年6月定例会の総務環境委員会を開会いたします。
審査に先立ち、委員会記録の署名委員に、金厚委員、赤星委員を指名いたします。
これより、環境部所管分に入ります。
報告案件として提出されている
報告第26号 経営状況報告の件（公益財団法人富山市生活環境サービス）
を議題といたします。
これより、当局の説明を求めます。

環境政策課長 〔議案書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

赤星委員 今、御説明いただきました議案書169ページの4、令和6年度事業報告を見ていまして、たくさんの施設があると思いました。
職員は何人体制で取り組んでおられるのでしょうか。

環境政策課長 財団全体の職員数しか把握していないのですが、正規職員が25名おります。あと、数名の臨時職員もいらっしゃるとは聞いていますが、正確な人数は把握しておりません。

赤星委員 （2）エに公衆トイレの維持管理が69か所とあります。公衆トイレといいますと、例えば本願寺富山別院や公園などといったところにあるトイレが思い浮かぶのですが、あとはどのようなところにあるのですか。

環境政策課長 申し訳ありません。細かいところはちょっと把握していないのですが、JRの駅やスポーツ広場のトイレなどがあると聞いております。

舎川委員 議案書168ページの正味財産増減計算書についてですが、先ほどの御説明において、環境的にも収益性は減少傾向にあるとお聞きしました。
当年度は前年度比で③事業収益が約10%増、④受取補助金が約500万円増、経常費用が約1,600万円増となっておりますが、前年度と当年度の大きな変化について教えていただければと思います。

環境政策課長 ③事業収益につきましては、富山市から委託している農業排水処理施設の維持管理業務の委託料が増額されているということが1つございます。
また、同業の民間事業者が1社撤退されたのですが、そのような場合には、富山市生活環境サービスが契約を引き受けることがあります。今回、その契約が増えた分、事業収益も増えているという状況でございます。
それと、④受取補助金につきましては、富山市からの人件費の補助金で、給与改定による増になっております。

舎川委員 事業者が撤退されたということですが、大切な公共サービスですから、セーフティーネット的な役割も果たしておられるとのことでした。
あと、議案書167ページの貸借対照表の未収金が約4,600万円となっておりますが、この内訳と回収可能かどうかを教えてください。

環境政策課長 未収金の具体的な内訳はちょっと分かりませんが、富山市から委託している農業集落排水処理施設の維持管理業務の委託料や、直接契約している個人の家庭にある浄化槽の清掃料金の令和7年3月分だと思っております。その料金が4月に入ってくるため未収金となっておりますが回収はされるものと考えております。

委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔発言する者なし〕

委員長 ほかにないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
 なお、ただいまの報告案件については、議決不要のものです。
 次に、環境部所管分で、ただいまの報告以外に何か質問はありませんか。

赤星委員 家庭ごみ有料化のことでちょっとお聞きしたいのですけれども、富山市民が出す家庭ごみの量が他都市の平均よりも多いことが有料化を検討されている理由の1つだと聞いております。
 家庭ごみの排出量について、富山市及び全国平均の数字をそれぞれお答えください。

廃棄物対策課長 国がまだ令和6年度の数字を出していないものですから、比較可能な令和5年度における数字でお答えしますと、本市の市民1人1日当たりの燃やせるごみと燃やせないごみの排出量は527グラムとなっております。全国平均が475グラムですので、大体1割強多い状況となっております。

赤星委員 富山市民の家庭ごみ排出量がこれだけ多い理由について、どのようにお考えでしょうか。

廃棄物対策課長 令和5年7月に実施した富山市民意識調査から、富山市民の7割以上が日頃からごみの減量化に取り組んでおられることが分かりました。
 一生懸命ごみの減量化に協力いただいているにもかかわらず家庭ごみの排出量が多い理由として、あくまで推測なのですが、3つの地域特性があると思われます。1点目として、富山市は世帯収入が非常に多く、全国13位となっております。世帯収入が多い分、世帯の消費支出が多くなり、世帯の消費支出は全国4位となっております。
 2点目として、持家率が高く敷地面積も大きいので、庭などで刈り取った草や剪定枝の排出量が多くなっているものと思われます。
 3点目として、富山県は共働き世帯が全国で4番目

に多く、家事の時間がなかなか取れないことから、惣菜や冷凍食品の支出が非常に多くなっており、富山市は惣菜の支出額が全国１位です。そのため、惣菜や冷凍食品のパッケージなどのごみが多くなっているのではないかと推測しております。

赤星委員

私も昨年、地元の自治振興会の方々が開かれた、ごみの分け方、出し方という出前講座に参加させていただきました。

出前講座では、ごみの分け方、出し方についての説明はあったのですが、どうすればごみの排出量をもっと減らせるのかというお話はあまりなかったような印象でした。本会議で江西議員が有料化の前にやることあるでしょうとおっしゃいましたが、私も有料化の前にごみを減らす取組をもっと強化する必要があると思うのです。

ごみを減らす方法などについて、市民にもっと啓発を図らなければならないのではないかなと思うのですが、そのような取組はどれぐらい実施しておられるのか教えてください。

廃棄物対策課長

市民の皆様へのごみの減量化、資源化などの啓発事業としましては、委員もお話しされたように、本市の出前講座があります。令和６年度の実績としては８回開催し、２８３名に御参加いただいております。出前講座の中でも需要の多いメニューとなっております。また、資源物に分ければごみが減りますので、一般的なごみの出し方、分け方といった説明会を４９回開催し、１，１２０人に御参加いただいております。

次に、平成２０年に本市が環境モデル都市に選定されたことをきっかけに、市内の小学校や幼稚園、保育所などに職員が出向いて３Ｒの推進についての説明を行う活動を８９回開催し、３，８９９人に御参加いただいております。これは市内の小学校、幼稚園の半数に出向いているような状況でございます。

また、昨年９月に家庭ごみの減量化・有料化を考えるフォーラムを市民プラザで開催し、約２００名の

市民の方に御参加いただきました。フォーラムには、ごみ問題に関する研究者として有名な東洋大学の山谷名誉教授にもお越しいただき、基調講演などを行っていただきました。

そのほかにも、減量化を考えるワークショップを大沢野地区と市民プラザで2回開催し、31名の方に御出席いただいたところです。

主な活動としましては以上でございます。

赤星委員 先ほど、本市の市民1人1日当たりのごみの排出量をお聞きしたのですけれども、その内訳について教えてください。

廃棄物対策課長 ちょっと古いデータですが、令和3年7月に生活系ごみの組成調査—ごみの中身にどのようなものが含まれているのかという調査をした結果がございます。まず、燃やせるごみの組成調査では、生ごみが34.5%、紙類が32.9%、プラスチックが20.7%となっています。燃やせるごみの中には、資源化できるものが約4割混入していたという結果が出ております。また、燃やせないごみにおいては、資源化できるものが約3割占めておりました。

赤星委員 生ごみの34.5%というのは重さですか。

廃棄物対策課長 重さです。

赤星委員 私は出前講座のときに、家庭でもそれぞれ工夫しておられると思うのですが、どうしたらごみをもっと減らせるのでしょうかと職員の方に質問しました。そうしたら、生ごみは水を多く含んでいるので、捨てる前に一絞りしていただくとかかなり減りますとお答えがあったのですけれども、そのような呼びかけは行っておられますか。

廃棄物対策課長 先ほどの出前講座の中でも、絞って捨てれば容量が減ることはお伝えしていますし、ダンボールコンポ

ストなどの普及事業も行っておりまして、家庭から出る生ごみを堆肥化して家庭菜園等に使ってもらうような取組の御案内もしているところでございます。

赤星委員 令和7年度当初予算で、ダンボールコンポストやトートバッグ型コンポストそのものの購入費用に対する補助ではなく、それらの普及啓発を図るための事業に係る予算を計上されたと思うのですが、現在までに、コンポストを御利用になっている家庭はどのくらいあるのでしょうか。

廃棄物対策課長 ダンボールコンポストの普及啓発に関して、昨年度は消費生活センターと協力して普及啓発講座を開催し、41名の方に御参加いただきました。
今年度の普及啓発に関しては今のところ企画段階で、まだ実績はありませんが、ダンボールコンポスト及びトートバッグ型コンポストの普及啓発講座を開催する予定です。

赤星委員 例えばお寺の御住職が精進料理では野菜の皮をむかずに全部丸ごといただくとか、ピーマンは種のほうが栄養があるから丸ごと使いましょうなどとレシピを紹介するテレビ番組があるように、楽しくごみを減らす取組について市民からアイデアを募れば、いっぱい集まると思うのです。
だから、もっと頑張って幅広く多様な取組を行って、ごみを減らす努力を市民と一緒に進めていただきたいと思うのです。
富山県は全国に先駆けてレジ袋を有料化し、マイバッグやエコバッグを利用する取組を行ったのですが、県民、市民はすぐに協力しているではありませんか。
私は家庭ごみ有料化自体には反対ですが、そのような市民の力というものを信じていただいて、ごみ減量化の取組にもっと力を入れていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

廃棄物対策課長 家庭ごみ有料化はごみ減量化のための1つの手段で

あって、それ自体が目的ではございません。
市長も言うように、富山市は環境先進都市としてこれまでもいろいろな取組を行ってまいりましたので、委員御提案のように市民からいろいろなアイデアを募集するなど、市民を巻き込んで一緒になって減量化について考えていくような取組も必要だと考えております。

委員長 ほかに質問のある方はいらっしゃいますか。

〔発言する者なし〕

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。
以上で、総務環境委員会環境部所管分を終了いたします。

午前 10 時 51 分 休憩

~~~~~

午後   1 時 09 分   再開

委員長           総務環境委員会企画管理部所管分の議案の審査を行います。  
議案第 103 号   工事請負契約締結の件（富山市芸術文化ホール（大ホール）特定天井改修及び大規模改修工事）、  
議案第 106 号   辺地に係る総合整備計画の変更に  
関する件、  
以上 2 件を、一括議題といたします。  
これより、順次、当局の説明を求めます。

文化国際課長   〔議案第 103 号について、  
議案書により説明〕

企画調整課長   〔議案第 106 号について、  
議案書により説明〕

委員長           これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長            ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。  
                      これより、議案第１０３号、議案第１０６号、以上２件を一括して討論に入ります。  
                      討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長            討論なしと認めます。  
                      これより、議案第１０３号、議案第１０６号、以上２件を一括して採決いたします。  
                      各案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長            御異議なしと認めます。  
                      よって、各案件は原案可決されました。  
                      以上で、企画管理部所管分の議案の審査を終了いたします。  
                      次に、当委員会に付託されました、  
                      令和７年分陳情第１４号　個人情報保護法に基づく必要最小限の情報収集の徹底および全庁的な運用点検に関する陳情  
                      を議題といたします。  
                      陳情文書表はお手元に配付のとおりであります。  
                      まず、事務局に陳情文を朗読させます。

事務局            〔陳情文を朗読〕

委員長            次に、本陳情について、当局の見解を求めます。

文書法務課長      それでは、文書法務課からの見解を申し上げます。  
                      ３項目あります陳情事項のうち、まず１項目めについてですが、全庁的な情報収集については、令和５年４月の個人情報保護法の改正以前から、市の各機

関における個人情報取扱事務を開始、変更及び廃止しようとするときには市長に届け出ることとし、届出事項の目録を作成し、公表しております。

また、改正個人情報保護法で新たに義務づけられた各機関が保有している一定規模以上の個人情報ファイルの利用目的や記録項目、利用方法などを記載した個人情報ファイル簿の作成及び公表についても併せて実施しております。

次に、全庁的な管理実態の点検についても、法改正以前から富山市情報セキュリティポリシーに基づき、毎年度35所属程度を対象として、情報セキュリティ内部監査を実施し、業務の評価や見直しを行ってきております。

そのほか、改正個人情報保護法第66条で新たに義務づけられた安全管理措置として、本市の安全管理規程を定め、毎年度、各所属の個人情報等の管理の状況についての自己点検を実施しております。

このように、陳情事項の1項目めについては、法に基づき、これまでも毎年度実施してきております。続いて、陳情事項の2項目めについてですが、階層別基本研修として、新規採用職員研修、一般職員Ⅲ部研修—これは大卒ですと9年目に当たります—新任係長研修、新任課長代理研修、新任所属長研修において、個人情報保護制度に関する科目を実施しております。

また、個人情報取扱事務に従事する職員を対象として、2年に一度、情報セキュリティ・個人情報保護研修を実施しているほか、制度改正や取扱いに変更があった場合には、その都度、職員へ通知し周知を図るほか、職員ポータルサイトには特設ページを設けて、法律の概要やガイドライン、事務対応ガイドなどを常時掲載しております。

このように、陳情事項の2項目めについては、これまでも適切に実施してきているものと考えております。

最後に陳情事項の3項目めについてですが、本陳情事項については、市民の方から、市ホームページの一部所属の問合せフォームにおいて、市からの回答

に必要な手段であるメールアドレスがあれば十分であるにもかかわらず住所の入力を求めており、個人情報の取得としては行き過ぎではないかとの御意見があったことを発端とするものです。

市ホームページにおいては、従来から個人情報取扱方針について、プライバシーポリシーとして一括して明示し、特に個人情報の使用については「氏名・住所・メールアドレス等の内容については、返信や確認のための認証識別のためにのみ使わせていただきます。」と記載しており、利用目的を明示し、必要最小限の情報の保有に努めてきたところです。そのため、陳情書に記載のある「業務上の必要性が乏しいにもかかわらず、個人を特定し得る情報（氏名・住所・電話番号等）を収集しているケース」に当たるとは考えておりません。

したがって、市民協働相談課が所管する問合せフォーム「市民の声」においては、市民の方々から市政への貴重な御意見や御要望をお寄せいただく業務目的に変更がないことから、入力項目はこれまでと変えておりませんが、今回、市民から寄せられました御意見を参考に、利用目的を改めて強調するなどの対応を行ったところであります。

また、教育委員会では、図書館や科学博物館の問合せフォームに寄せられる内容が、主に施設の利用等に関する簡易な内容が多数であることから、連絡先等を任意の入力項目とする方法に変更したところであります。

このように、陳情事項の3項目めについては、これまでも法の趣旨に鑑みて実施してきており、今後も制度の適正な運用に努めてまいります。

委員長

それでは、本陳情についての御意見、またはただいまの当局の説明に対する質疑等はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長

ないようですので、この程度にとどめます。  
次に、念のために確認いたしますが、本陳情を継続

審査とするとの御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、引き続き審査を続けます。  
これより、令和7年分陳情第14号の討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

討論なしと認めます。  
これより、令和7年分陳情第14号を挙手により採決いたします。  
本陳情は、採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者なし〕

委員長

挙手なしであります。  
よって、本陳情は不採択とすることに決定いたしました。  
以上で、企画管理部所管分の陳情の審査を終了いたします。  
次に、報告案件として提出されています  
報告第18号 経営状況報告の件（株式会社富山市民プラザ）、  
報告第19号 経営状況報告の件（一般財団法人富山市民文化センター）、  
報告第20号 経営状況報告の件（公益財団法人富山市民文化事業団）、  
以上3件を一括議題といたします。  
これより、順次、当局の説明を求めます。

企画調整課長

〔報告第18号について、  
議案書により説明〕

文化国際課長

〔報告第19号について、

報告第20号について、  
議案書により説明]

委員長           これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

赤星委員         議案書102ページをお願いします。  
営業収入の内訳に家賃収入と共益費収入があります。  
これらの中には富山市外国語専門学校やアンサンブルホールなど、市が家賃をお支払いしているもの  
がかなり多く含まれると思うのですけれども、この家賃収入と共益費収入の内訳について教えてください。

企画調整課長   どちらも富山市、民間、学生シェアハウスからの収入があり、家賃収入につきましては、富山市が4億2,236万円、民間が3,064万円、学生シェアハウスが1,930万円となっております。  
共益費収入につきましては、富山市が1億2,525万円、民間が1,405万円、学生シェアハウスが540万円となっています。

赤星委員         家賃収入と共益費収入のうち、市から入る金額の内訳を詳しく教えていただけますか。

企画調整課長   市からの家賃収入の内訳は、市民プラザホールが年間で約2億3,000万円、市民学習センターが約8,200万円、外国語専門学校が約9,500万円、総曲輪公民館が約1,500万円となっております。

赤星委員         共益費収入のほうはどうでしょうか。

企画調整課長   共益費につきましては、市民プラザホールが年間で約6,800万円、市民学習センターが約2,500万円、外国語専門学校が約2,800万円、総曲輪公民館が約450万円となっております。

赤星委員         収入の計が12億6,744万円で、そのうち市か

らの収入が５億円余りを占めますが、このような収入の構造は、市民プラザができたときからずっと変わらないのでしょうか。

企画調整課長 市民プラザの設置目的がアンサンブルホールの使用、外国語専門学校の設立などでありますので、収入の構造は変わっておりません。

赤星委員 市民プラザの建物は、築何年ですか。

企画調整課長 築３８年になります。

赤星委員 建物の建て替え予定はないのでしょうか。

企画調整課長 今のところ、建て替えや大規模改修をするという話は伺っておりません。

委員長 ほかにないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。  
次に、  
オリジナルロゴマークについて、  
使用料（営利加算分）の請求漏れについて、  
以上２件を一括して、順次、当局の報告を求めます。

ガラス美術館次長 〔オリジナルロゴマークについて、  
委員会資料により説明〕

婦中ふれあい館長 〔使用料（営利加算分）の請求漏れについて、  
委員会資料により説明〕

委員長 ただいまの説明について、何か質問はありませんか。

松井委員 使用料（営利加算分）の請求漏れについて、加算されていなかった件数が１９５件ということですか。

婦中ふれあい館長 件数ではなく、団体数が１９５団体で、総額８４３

万 8, 5 2 0 円の請求漏れとなります。

松井委員      もう既に請求書は発送されたと聞いています。請求書を受け取った方から問合せをいただきました。現時点で、納付された件数と未納付の件数は分かりますか。

婦中ふれあい館長      現在集計中でございます、件数、団体数、金額について、正確なことはわかりません。

松井委員      通知書には問合せ窓口として婦中ふれあい館だけが記載されておりますけれども、異議申立てがある場合は、婦中ふれあい館に対して行えばいいのでしょうか。

婦中ふれあい館長      使用料の行政処分になりますので、異議申立てを行う場合は審査請求を文書法務課に提出いただくよう御案内を通知書に記載しています。

村上委員      団体数は 1 9 5 団体ですけれども、件数で言うとな件なのですか。

婦中ふれあい館長      今ちょっと手持ちの資料がございませんので、件数は後ほどお答えいたします。

村上委員      過去 5 年分を遡れば 1 つの団体が 2 回、3 回と利用したこともあると思います。  
件数が書かれた資料を持ってきていないというのはちょっとどうなのかと思いますが、後で教えてください。  
そもそも今回の請求漏れは何が原因なのですか。

婦中ふれあい館長      営利を目的とした使用の場合、使用料に加算して請求するというのが富山市婦中ふれあい館条例に定められているのですけれども、このような営利加算を条例で規定している施設が当館を含めて 2 施設しかないということもあり、加算制度に関する職員の認識が不十分であったことが今回の請求漏れにつな

がったのではないかと考えております。

村上委員 状況が分からないのです。  
営利を目的とした使用かどうか分からないでこの  
ような事態が起きたのか、それとも、そもそも営利  
加算分の使用料を取った例がないのかをお聞きした  
いのです。

婦中ふれあい館長 使用申請書は文書管理規程上、保存期間が5年間と  
なっているため、保存されていた過去5年分の使用  
申請書を調査したところ、営利加算という項目が全  
く取れていなかったということでございます。

村上委員 私の手元に現在の使用申請書があるのですが、この  
使用申請書には、冷暖房使用、営利使用、市外利用  
者、土日・休日利用、附属設備利用という項目があ  
りますけれども、以前の使用申請書には営利使用と  
いう項目がなかったということですか。

婦中ふれあい館長 使用申請書は変わらず同じ様式でございます。

村上委員 使用申請書の様式が同じだということは、営利使用  
の項目にチェックを入れなければならない事例があ  
ったにもかかわらず、チェックが入ったものが1件  
もなかったということですか。

婦中ふれあい館長 過去5年間の使用申請書を調査したところ、営利使  
用の項目にチェックが入っているものはございませ  
んでした。

村上委員 使用申請書が残っている5年前よりもっと前から営  
利使用の場合は使用料に加算しなければならないと  
いう認識が全くなかったのだとすれば、場合によっ  
ては、今の条例が施行された市町村合併時から営利  
加算分の使用料を請求していなかった可能性がある  
ということですよ。

婦中ふれあい館長 先ほども申しましたとおり、使用申請書につきまし

ては過去５年分しか保管しておらず、それ以前のも  
のは残っておりませんので、確認することができま  
せん。

そのため、営利加算分の使用料を請求していたのか  
どうかについては不明であります。

村上委員 可能性を聞いているのです。  
条例施行日の平成１７年４月１日から気づいていな  
かった、あるいは、気づいていても、営利目的の使  
用かどうかの確認をしていなかった可能性があるとい  
うことですね。

婦中ふれあい館長 当時のことにつきましては、はっきりとは分かりま  
せん。

村上委員 だから、可能性を聞いています。

婦中ふれあい館長 可能性と言われても、はっきりとは分からないかな  
と……。

村上委員 もう１つ、類似施設では、営利を目的とした使用の  
場合に使用料に加算額を加えて請求するという規定  
はないのですか。

婦中ふれあい館長 営利加算について条例で規定している施設は、婦中  
ふれあい館のほかにもう１か所ございます。

村上委員 どこの施設ですか。

婦中ふれあい館長 大久保ふれあいセンターでございます。

村上委員 富山市大久保ふれあいセンター条例には、営利を目  
的とする展示会等のために利用する場合は、所定の  
利用料の８０％に相当する額を加算した額とすると  
備考に書いてあります。また、富山市婦中ふれあい  
館条例にも、簡単な文章が備考に書いてあります。  
大久保ふれあいセンターでは営利加算分の使用料の  
請求漏れがなかったとすれば、婦中ふれあい館では、

これを見落とすという単純なミスが長年にわたって続いていたということでしょうか。

婦中ふれあい館長 営利加算というものの認識が不十分だったことから、請求漏れが生じていたものと考えております。

村上委員 利用者に営利目的の使用かどうか聞いたことは一度もなかったのですか。市町村合併時から請求が漏れていたのではないかと非常に疑問に思うのですが、誰も気がつかなかったのですか。

婦中ふれあい館長 その点につきましては、はっきりと確認しておりません。

村上委員 もし誰かが誤りに気づいていたら、当然、間違っていますと言うのです。今のお答えだと、もしかしたら気づいた人がいたかもしれないけれども、間違いを指摘しなかったという話になりますよ。

企画管理部長 確認が取れておりませんので、はっきりしたお答えができないということだと私は考えます。

舎川委員 債権の消滅時効が未到来の過去5年分についてはしっかり請求するという話だと思います。  
追加請求を行う団体数は195団体で、婦中ふれあい館の使用から5年たっている団体もあると思うのですが、既に解散されたなどの理由で請求書が送付できない団体はありますか。

婦中ふれあい館長 委員がおっしゃるとおり、請求書を送付しましたが、宛所不明等で返送になっている団体等もございます。

舎川委員 時効未到来の約840万円はしっかりと回収する義務が生じてくると思います。今回の本質的な課題は、この約840万円をどのように回収するのかだと思いますので、全額を回収できるように措置を講じていただきたいと思います。よろしくお願いします。

村上委員 営利目的の定義を教えてください。

婦中ふれあい館長 どのような団体が営利加算の対象となるのかにつきましては、会社法の関係規定で営利法人と解される株式会社等が使用する場合、個人事業主が自身の事業のために反復、継続して使用する場合、物品販売のための使用や、受講料を徴収し継続的、反復的に教室等として使用する場合などといった申請が該当すると判断したところでございます。

村上委員 それは相手方に説明してあるのですか。

婦中ふれあい館長 営利加算の対象となることにつきましては相手方に説明していますし、使用料変更決定通知書の中にも、どのような場合に対象となるのかを記載しています。

柞山委員 今回の請求漏れについて、いつ、誰が、どのようにして気づいたのか、少し経緯を教えてください。

婦中ふれあい館長 昨年12月の定期監査で監査委員が使用申請書を調査したところ、営利加算分の使用料の請求漏れが判明したものでございます。

柞山委員 監査委員からの報告があって、企画管理部としてはどのような対処をしてきたのか教えてもらえますか。

婦中ふれあい館長 営利加算分の使用料の請求漏れが判明した後、まず、令和6年度から過去5年分の使用申請書を全て調査し、その記載内容から営利を目的とした使用であると認められる申請で法的に時効未到来であるものは追加請求するという判断の下、対応を進めてきたところでございます。

柞山委員 営利加算分についての認識が不十分だったことから請求漏れが発生したことは大変遺憾なことでありますが、請求漏れが発覚した後の対処の仕方はよかったと思っております。  
また、相手から裁判を起こされる場合もあるかと思

いますが、しっかり対応していただきたいと思っています。

ただ、営利を目的とした使用の場合に使用料に加算する率について、婦中ふれあい館は100%となっている一方で大久保ふれあいセンターは80%と、異なっているのはいかがなものかと思いました。1つの行政体の中で営利加算分を取る施設と取らない施設があるということもやっぱり不合理だと思いますので、そのような点も対処していただきたいと思っています。これは要望です。

赤星委員       （４）再発防止策のところに、複数の職員によるチェック体制の強化を図るとあるのですが、これまでは1人の職員しか使用申請書を確認していなかったということですか。

婦中ふれあい館長    これまでも複数の職員でチェックしていましたが、請求漏れが生じてしまったことから、改めて使用申請書のチェック体制を強化をしていくことで今後の再発防止に努めたいと思っています。

赤星委員        担当の職員はずっと同じ人ではありませんよね。使用申請書の営利使用の項目については、条例を見ていれば誰か気がつきそうなものだと思うのですが、営利加算分についての引継ぎはされていなかったのでしょうか。

婦中ふれあい館長    確認が取れていないので、ちょっと分かりません。

委員長            ほかにないようですので、この程度にとどめます。次に、企画管理部所管分で、議案及びただいまの報告以外に何か質問はありませんか。

赤星委員        ケーブルテレビについて伺います。  
富山市の中山間地域で同軸ケーブルを更新するとき、ある集落だけは採算が合わないためケーブルを引けないとのことで、ケーブルテレビの契約を一方的に終了する代わりに地デジのアンテナをつけていかれ

たそうです。しかし、山なので電波が届かず、テレビが映らない事態が数年前から発生しているそうです。

このことについて、昨年末に私が住民の方から御相談を受け、その後、私から企画管理部や総務省に御相談しましたが、誰が責任を持つのが明確にならないまま、その地域の住民のテレビが映らない状況が続いています。これはどのようにしたら解決できるのでしょうか。

情報システム課長 委員がおっしゃいましたテレビが見られないという方に関しては、こちらでも相談を受けており、経緯等を確認しております。

ケーブルテレビ事業者から聞いた限りでは、一方的に契約を打ち切ったというわけではなく、電波が弱いということで、電波を受けるアンテナの場所を変えるなど、いろいろと試行錯誤したそうです。また、天候などによっても電波の強さが変わるので、ある日に測定するとちゃんと映るけれども、何か月かたつとまた映らなくなるという状況にあり、ケーブルテレビ事業者としてはいろいろな対策を取られたと認識しております。

ただ、実際にテレビを見られていない期間もあるということで、必要に応じて北陸総合通信局が判断されるものではないかと考えています。

赤星委員 北陸総合通信局は、総務省の情報通信分野の地方支分部局の1つですよ。

情報システム課長 はい。

赤星委員 私も直接電話で相談したのですが、全く判断されるという雰囲気ではなくて、どこが責任を持つのが不明確なままキャッチボールを続けているような感じだったのです。

当初、ケーブルテレビ事業者は、地形的に新しくケーブルを引くことはできないというようなことを書類に書かれていたのですが、総務省からケー

ブルテレビ事業者に確認していただいたところ、お金がかかるためと言われたそうです。お金をかければケーブルが引けるという回答をされたので、国や市が補助するなどして、市民がテレビを見られるようにしていただくことはできないのでしょうか。北陸総合通信局が判断されるなどということではなくて、お互い連絡を取り合って対応してあげないとずっと見られないままなので、何とかしていただけないでしょうか。

情報システム課長 ケーブルテレビ事業者が説明されたかもしれませんが、地形的には難しいですが、お金さえかければもちろんケーブルは引けます。ただし、電波が届かないというお宅はその地域に3軒ほどございますが、そのうちケーブルテレビを見たいという意向を持っておられる方は1軒だけなのです。そのような中で仮にケーブルを延ばそうとすると数千万円の費用が必要になるかもしれないというところで、なかなか難しい選択だろうと思っています。そこで、携帯電話の電波は届くので、携帯電話を使ってNHKや民放のテレビを見ていただくのはいかがでしょうかというような提案をさせていただいたのですけれども、特に回答は得られていない状況であります。

赤星委員 1人であろうと2人であろうと市民に変わりはないのです。何とか検討して進めてください。これは要望です。

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。以上で、総務環境委員会企画管理部所管分を終了いたします。

午後2時22分 休憩

~~~~~

午後2時33分 再開

- 委員長 総務環境委員会財務部所管分の議案の審査を行います。
議案第 9 3 号 富山市駐車場条例の一部を改正する条例制定の件、
議案第 9 4 号 富山市市税条例の一部を改正する条例制定の件、
議案第 9 5 号 富山市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定の件、
議案第 9 6 号 富山市高度利用地区における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定の件、
以上 4 件を一括議題といたします。
これより、順次、当局の説明を求めます。
- 管財課長 「議案第 9 3 号について、
議案説明資料により説明」
- 納税課長 「議案第 9 4 号について、
議案概要書により説明」
- 資産税課長 「議案第 9 5 号について、
議案第 9 6 号について、
議案説明資料により説明」
- 委員長 これより、質疑に入ります。
議案説明資料 1 ページの富山市駐車場条例の一部を改正する条例制定の件について、質疑はありませんか。
- 赤星委員 （２）ア（ア）普通駐車料金の普通自動車等の金額が 6 0 0 円となっており、現在の 3 3 0 円から随分高くなるのかなと思ってしまうのですけれども、この金額は上限額で、指定管理者が市長の承認を受けて定めるということです。
今回、利用料金制を導入することの意義や、これまでと何が違ってくるのかを詳しく教えてください。

管財課長

今ほど赤星委員も言われましたが、これまでは条例にて料金を決定しておりましたけれども、利用料金制導入後は、条例では上限額のみ規定するなど、指定管理者の経営手腕をこれまで以上に発揮しやすくすることにより、より市民の求めるサービスを提供することが可能になると考えております。

また、これまでは市営駐車場の管理、運営に必要な経費を委託料として指定管理者に支払い、駐車場料金収入は市の歳入としておりましたけれども、利用料金制導入後は市は委託料を支払わず、駐車場料金は指定管理者の収入となり、管理、運営に係る経費についてはその料金収入で賄うことになります。

あと、料金が低いということですが、条例で定める金額はあくまでも上限額でございまして、利用料金制導入後は自主的な経営手腕が発揮しやすくなること、指定管理者の収入となることから、市民のニーズや周辺の状態を考慮した金額になるものと考えております。

また、先ほど周辺の駐車場の状況を調査したと説明いたしましたけれども、料金設定によっては、短い時間の場合は現行より高い金額になる可能性もございしますが、利用者にとってサービスの質が著しく低下する料金にはならないものと考えております。

赤星委員

議案説明資料には入場したときから1時間までごとの料金のついて記載がありますが、その後30分を超えたら料金が幾らになるというような規定はないのでしょうか。

管財課長

例えば午前7時から午後7時まで最大料金600円という料金設定をした場合、1時間当たりの単価は50円となり、条例で定める金額の範囲内となりますので、そのような料金設定も一応可能かと思っております。

逆に、2時間1,200円という料金も条例で定める金額の範囲内なので、そのような設定にもできると思っております。

村石委員 例えば40分100円、午前7時から午後5時まで最大料金600円といったような料金体系の時間貸し駐車場が多くなっていますが、現行の条例では、そのような状況に合わせて料金を決められる制度にはなっていないと。

しかし、利用料金制を導入すれば、今、私が言ったような料金体系の駐車場に合わせた料金設定が可能になるということでしょうか。

管財課長 まさに今、村石委員が言われたとおりであります。条例ではあくまでも上限額のみ規定するものであり、また、駐車場料金は指定管理者の収入になります。周辺の状況に合わない料金設定にすると利用者が減り、事業者の収入も減りますので、周辺の駐車場料金に合わせた、市民がより使いやすい駐車場になると考えております。

村石委員 森前市長は、市が料金体系を決めるときには民業圧迫にならないよう考えるべきだとよく言われていたのですけれども、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

管財課長 民業圧迫にならないように、これまで上限を設けてこなかったのですけれども、駐車場収入が年々減ってきている中で、コロナ禍の頃に一気に減りました。令和元年度に3億5,000万円ほどあった収入が令和2年度には2億3,000万円まで減りました。近年は徐々に回復してきているのですけれども、コロナ禍前の収入にはまだ戻っていない状況にあります。

そのような中で、今後予想される大規模改修に備え、さらに市民のニーズに応えられるような駐車場にしていくため、利用料金制を導入したいと考えております。

村石委員 今の答弁で、民業圧迫にならないような料金体系にすべきでないかという質問に対して回答されていますか。

- 管財課長 指定管理者が決定した後に、どのような料金体系にするのか提案を受けて市長が承認することになりますので、民業圧迫にならないように考慮しながら料金体系を決めていくものだと考えております。
- 村石委員 桜町駐車場、総曲輪駐車場及び富山駅北駐車場における令和６年度の１日当たりの平均利用台数を教えてくださいませんか。
- 管財課長 市営駐車場は普通駐車利用や定期利用など、いろいろな種類の利用方法があるのですが、普通駐車における年間の利用台数を３６５日で割ったものを１日当たりの利用台数とした場合、総曲輪駐車場は５０台、桜町駐車場は１６４台、富山駅北駐車場は２３１台になります。
- 村石委員 たくさんの方が利用しています。利用している人がサービス向上につながったと感じられる料金体系にしていきたいと思います。これは要望です。
- 委員長 議案概要書３ページの富山市市税条例の一部を改正する条例制定の件について、質疑はありませんか。
- 〔発言する者なし〕
- 委員長 議案説明資料２ページの富山市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定の件について、質疑はありませんか。
- 赤星委員 今年度は何件の申請があって、課税免除額は幾らでしょうか。
- 資産税課長 令和７年度の実績につきましては、適用件数が１２件、課税免除額が７，０００万円余りとなっております。
- 委員長 次に、議案説明資料３ページの富山市高度利用地区

における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定の件について、質疑はありますか。

赤星委員 地方税法附則の改正により、再開発ビルの権利床に係る固定資産税の減額措置の適用期限が延長されたことに伴い、富山市独自の判断で保留床に関しても減額の対象にするということでしょうか。

資産税課長 権利床につきましては、今ほど委員がおっしゃったように地方税法で規定がありますがけれども、その他の保留床については市の条例で規定するものになります。

赤星委員 なぜそのような判断をしたのでしょうか。

資産税課長 まず、市街地再開発事業につきましては、老朽家屋等が密集し敷地が細分化している地区におきまして、不燃化された再開発ビルの建築などが行われることにより防災上の安全性が飛躍的に高まることに加え、土地利用の合理化、高度化と都市機能の更新により、まちの魅力の向上につながるだけではなく、市の財政にとっても、固定資産税、都市計画税の増収につながる事業であると考えております。市街地再開発事業においては、保留床を売却した場合の売却益も事業を進める上での重要な収入源として計画されております。

このため、保留床に係る税負担の軽減を図ることが保留床の購入を促すことにつながり、市街地再開発事業の促進に寄与するとともに、今後の税収の確保に大きく貢献するものと考えております。

赤星委員 令和9年3月31日までに建築された耐火建築物が減額対象となるということですが、対象となる再開発ビルを教えてください。

資産税課長 中央通りD北地区市街地再開発事業による建築物が令和9年2月頃に完成予定と伺っており、予定どお

り完成した場合には今回の改正により新たに対象となります。

赤星委員 中央通りD北地区市街地再開発事業による建築物が対象となる場合、分譲マンションが主な保留床だと思うのですが、それ以外に保留床はあるのでしょうか。

資産税課長 中央通りD北地区市街地再開発事業で建設されるビルにつきましては、マンション以外にもアイススケート場や店舗等が入ると伺っております。

赤星委員 住宅の税率については、初年度から第5年度まで床面積120平米を超える部分について、税率1.4%の3分の2を適用するとあります。
今ちょっと調べたら、総曲輪3丁目の再開発マンションで2軒の中古物件が売りに出されており、1つが60平米の2LDKで3,000万円、もう1つが62平米の2LDKで3,900万円であることから、120平米を超える物件は4LDKか5LDK以上ではないかと思うのですが、どのように想定していますか。

資産税課長 120平米を超える部分についてはこの条例が適用されますが、120平米までの部分につきましては、新築軽減—2分の1に減額となる制度が適用されることになります。

赤星委員 今回対象となるのは中央通りD北地区市街地再開発事業による建築物ですが、これまでにどの再開発ビルが対象になったのでしょうか。

資産税課長 これまで対象となった建築物及びこの条例改正により不均一課税の対象となった建築物につきましては、西町南地区のTOYAMAキラリ、総曲輪西地区のユウタウン総曲輪、富山駅前地区のパティオさくら、総曲輪3丁目地区のWAKURU SOGAWAの4つになります。

- 赤星委員 所管ではないかもしれませんが、中央通りD北地区市街地再開発事業への国、県、市の補助金の総額は分かりますか。
- 資産税課長 申し訳ございません。所管が活力都市創造部になりますので、ちょっと分かりません。
- 舎川委員 この条例改正によって再開発が促されるということでありまして、まちの魅力がさらに上がっていくと思っております。
実際に条例が改正された場合に税収がどうなるのか、具体的な金額まではまだ分からないと思いますが、再開発が促されることになるのは間違いないのでしょうか。
- 資産税課長 この条例改正により減額措置を行うことで、より質が高く規模の大きい市街地再開発事業が実施されることにより、にぎわいの創出に加えて、今後の税収確保にもつながるものになると考えております。
具体的な税収額につきましては、完成した建物を調査、評価してからでないと分かりません。
- 舎川委員 富山駅前を中心に開発が進んでいますが、中心市街地については少し停滞しているところもありますので、この条例改正が起爆剤となって、中心市街地の活性化につながればいいと思っております。
- 委員長 ほかにないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。
これより、議案第93号から議案第96号まで、以上4件を一括して討論に入ります。
討論はありませんか。
- 赤星委員 私は、ただいま議題となっております議案第96号富山市高度利用地区における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定の件について、反対の討論を行います。
本条例改正案は、市中心部の高度利用地区において、

市街地再開発事業により都市再開発法に定める都市計画に適合し、令和９年３月３１日までに建築された耐火建築物について、権利床に加え、保留床についても固定資産税を減額対象とするものであります。今回対象となる再開発ビルは中央通りＤ北地区市街地再開発事業とのことですが、この再開発事業には９３億３千万円の補助金が交付される予定となっています。

また、保留床への軽減措置は義務ではありません。再開発のマンション業者や、高額なマンションを購入する人に対しての過剰な支援となることから、反対です。

舎川委員

賛成の立場で討論させていただきます。

今回の条例改正は、地方税法附則の改正に伴い、再開発事業における保留床についても固定資産税の減額措置が講じられるものであり、また、権利床に係る固定資産税の減税措置の適用期限の延長も相まって、再開発事業の確実な実施を後押しするものであります。

条例改正による中心市街地の魅力向上、活力創出、さらに経済効果などの相乗効果は多岐にわたることが期待されることから、この条例改正について賛成です。

柞山委員

市町村合併から２０年たちますが、合併当時から中心市街地の空洞化対策を国のほうでも進めてきました。この２０年でその成果は実証されてきており、中央通りＤ北地区市街地再開発事業だけを取り上げて反対するというのは理由に合わないことから、賛成いたします。

委員長

ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第９６号を挙手により採決いたしま

す。

本案件について、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長

挙手多数であります。

よって、本案件は原案可決されました。

次に、議案第93号から議案第95号まで、以上3件を一括して採決いたします。

各案件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって、各案件は原案可決されました。

以上で、財務部所管分の議案の審査を終了いたします。

次に、当委員会に付託されました令和7年分陳情第12号、令和7年度陳情第13号を議題といたします。

陳情文書表はお手元に配付のとおりであります。

初めに、

令和7年分陳情第12号 公共事業における使用機材の納税確認体制の整備に関する陳情を審査いたします。

まず、事務局に陳情文を朗読させます。

事務局

〔陳情文を朗読〕

委員長

次に、本陳情について当局の見解を求めます。

契約課長

令和7年分陳情第12号について、見解を申し上げます。

小型特殊自動車は軽自動車税の課税対象であり、富山市市税条例の定めるところにより、所有者または使用者において所有者等となった日から15日以内

に当該自動車に関し、主たる駐車場所、車体番号及び納税義務者などを申告する義務があり、市では、その申告に基づき、納税義務者に対して賦課徴収事務を行っております。

しかし、小型特殊自動車は、1つに、所有形態が自己所有やリースなど一律ではなく、条例において納税義務者が所有者または使用者となっていることから、賦課期日である4月1日時点の納税義務者がそのどちらなのかを特定することが困難であり、課税には納税義務者からの申告が必須であること、2つに、富山市市税条例では、所有者等が申告時に交付を受けた標識であるナンバープレートは、車体の見やすい箇所に常に取り付けていなければならないとしているものの、実際には標識を車両に取り付けていない場合があります、標識の有無だけでは申告及び納税の有無を判断できないことといった事情から、納税義務者が申告の義務を果たすことが大前提であり、このことは、公共事業の受注者にとどまらないところであります。

なお、本市においては、事業者が公共事業を受注するための入札等に参加する場合、入札参加資格の取得を必要としており、その取得のためには、軽自動車税を含む全ての市税の未納がないことを要件の1つとしております。

また、公共事業の受注者は、公共事業に携わる者としての果たすべき義務に対する良識を備えているべきであると考えております。

結論としまして、本市では、富山市市税条例において、小型特殊自動車の所有者等が果たすべき義務を規定していることや、公共事業の入札参加資格審査の申請手続に際し、富山市建設工事競争入札参加資格者選定要綱等において、競争入札への参加の要件として市税の滞納がないことを明記し、また、周知していることから、公共事業の受注者に対する使用機材の新たな納税確認の体制整備は考えておりません。

委員長

それでは、本陳情についての御意見、またはただい

まの当局の説明に対する質疑等はありませんか。

尾上委員 今の説明の中で、市税の滞納がないことという要件の話がありましたけれども、小型特殊自動車を所有していても市に申告していない場合、滞納しているのかどうかは判断できるのですか。

契約課長 所有者または使用者から申告がない以上は、市では把握できないということになります。

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。次に、念のため確認いたしますが、本陳情を継続審査とするとの御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、引き続き審査を続けます。これより、令和7年分陳情第12号の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。これより、令和7年分陳情第12号を挙手により採決いたします。本陳情は採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者なし〕

委員長 挙手なしであります。よって、本陳情は不採択とすることに決定しました。次に、令和7年分陳情第13号 小型特殊自動車に係る課税の適正化及び市民協力制度（協力金制度）導入の提案に関する陳情を審査いたします。

まず、事務局に陳情文を朗読させます。

事務局 〔陳情文を朗読〕

委員長 次に、本陳情について当局の見解を求めます。

市民税課長 令和 7 年分陳情第 1 3 号について、見解を申し上げます。

先ほどの契約課の見解と重複するところがござい
ますが、軽自動車税の納税義務者である小型特殊自動
車を含む軽自動車等の所有者または使用者は、条例
の定めるところにより、所有者等となった日から 1
5 日以内に納税義務者の氏名、住所や主たる定置場、
車体番号等の必要な事項を記載した申告書を提出す
る義務があります。

このことから本市では、申告が義務であることを広
報することは重要であると考え、平成 2 7 年度以降、
市のホームページや市広報を活用して広く広報し、
申告を促してきたところです。その結果、「広報と
やま」への掲載後である平成 2 8 年度の小型特殊自
動車の登録台数は、掲載前の平成 2 7 年度より 1 5
0 台余り増加しまして、その後も毎年コンスタント
に伸びているところであり、広報活動による効果が
一定程度あったものと考えております。

軽自動車税は、所有者または使用者からの申告によ
り課税される制度であることから、今後につきまし
ても、所有者等に申告の義務を果たしてもらうよう、
継続して周知・啓発を行うとともに、税理士会等の
関係団体とも協力して、さらなる課税の適正化に努
めてまいりたいと考えております。

なお、市民からの情報提供や協力金の支給につきま
しては、法的根拠が明確でなく、課税に当たっては、
あくまでも納税義務者からの申告が必要であること
から、考えておりません。

委員長 それでは、本陳情についての御意見、またはただい
まの当局の説明に対する質疑等はありませんか。

舎川委員 謝意や協力金制度というアイデアはいいかなと思うのですけれども、実際には法的根拠が明確ではありませんから、現状では制度の導入は考えていないということであります。
ナンバープレートを装着していない小型特殊自動車が市内各地で見られるという現状については、やっぱり制度の不知が原因だと思いますので、改めて「広報とやま」などで周知していただきたいと思います。

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。
次に、念のため確認いたしますが、本陳情を継続審査とするとの御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、引き続き審査を続けます。
これより、令和7年分陳情第13号の討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。
これより、令和7年分陳情第13号を挙手により採決いたします。
本陳情を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者なし〕

委員長 挙手なしであります。
よって、本陳情は不採択とすることに決定しました。
以上で、当委員会に付託されました陳情の審査を終了いたします。
次に、報告案件として提出されている
報告第21号 経営状況報告の件（富山市土地開発公社）

を議題といたします。
これより、当局の説明を求めます。

管財課長 〔議案書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。
次に、財務部所管分で、議案及びただいまの報告以外に何か質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
以上で、総務環境委員会財務部所管分を終了いたします。
財務部の皆さんは御退席願います。

〔財務部退室〕

委員長 これで、6月定例会の当委員会に付託されました全議案の審査は終了いたしました。
委員各位に御相談申し上げます。
委員長報告につきましては、正・副委員長に御一任
いただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、そのように取り計らいます。
次に、委員会視察についてであります。
お手元に配付の資料に沿って協議を進めたいと思います。

まず、（１）視察日程につきましては、皆さんに事前に御都合をお伺いし、お知らせしておりましたとおり、７月２３日（水曜日）から２４日（木曜日）までの１泊２日の行程で行いたいと思います。

次に、（２）視察先及び視察目的につきましては、横須賀市においては書かない窓口について、国分寺市においては家庭ごみ有料化について、東京都環境公社においてはサーキュラーエコノミーの実現に向けた取組についてであります。

また、視察に当たっては、（３）委員会視察の実施における留意事項を遵守の上、実施したいと考えております。

なお、⑤に記載のとおり、本年より執行機関職員を同行させたいと思います。

これらのことを踏まえ、視察を実施することとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

この後、議長に対し、委員派遣承認要求書を提出し、承認を得ることといたします。

また、本委員会視察における執行機関職員の同行については、正・副委員長に御一任いただき、当局と調整の上、進めていきたいと思います。

ただし、行事・会議等の関係で執行機関職員が同行できない場合がありますので、あらかじめ御承知おきください。

なお、２日間の行程の詳細については、正・副委員長に御一任いただき、詳細な視察行程等が決定いたしましたら、速やかに御案内したいと思います。

これをもって、令和７年６月定例会の総務環境委員会を閉会いたします。

令和 7 年 6 月定例会
総務環境委員会記録署名

委 員 長 金 谷 幸 則

署名委員 金 厚 有 豊

署名委員 赤 星 ゆかり